

岩手県告示第 408 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定により、介護扶助のための居宅介護又は居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 3 月 31 日

岩手県知事 増 田 寛 也

1 訪問看護

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
八幡平市	八幡平市大更第 35 地割 62 番地	八幡平市国民健康保険西根病院	八幡平市田頭第 22 地割 79 番地 1	平成 17 年 9 月 1 日

2 訪問リハビリテーション

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
八幡平市	八幡平市大更第 35 地割 62 番地	八幡平市国民健康保険西根病院	八幡平市田頭第 22 地割 79 番地 1	平成 17 年 9 月 1 日

3 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
八幡平市	八幡平市大更第 35 地割 62 番地	八幡平市国民健康保険西根病院	八幡平市田頭第 22 地割 79 番地 1	平成 17 年 9 月 1 日

4 居宅介護支援計画の作成

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所		指定年月日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所在地	
洋野町	九戸郡洋野町種市第 23 地割 27 番地 2	洋野町在宅介護支援センター指定居宅介護支援事業所	九戸郡洋野町種市第 23 地割 27 番地 2	平成 18 年 1 月 1 日